

長 第 1 8 2 号
平成 2 3 年 5 月 2 0 日

各訪問看護ステーション開設者 様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局長寿社会課長
(公 印 省 略)

停電に係る在宅医療患者への対応について（通知）

平素は、本県の介護保険行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、4月7日夜に発生した東日本大震災の余震と思われる地震の後、東北電力管内の地域が停電となっている時間帯に、山形県尾花沢市で人工呼吸器と酸素濃縮装置を使用中の患者が死亡する事案が発生いたしました。

停電と死亡の因果関係については不明ですが、この事案の発生を受け、厚生労働省から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、別添通知の内容について御了知いただき、在宅医療患者への医療の提供が、停電時においてもできるだけ支障なく行われるよう御配慮をお願いします。

なお、本通知は、各法人に対して1部のみ送付しておりますので、傘下の関係事業所に周知をお願いします。

おって、医療機器メーカーあてには厚生労働省から別途周知されているほか、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院あてには本県医務課から通知しておりますので、念のため申し添えます。

事務担当
長寿社会課
サービス指導班
TEL 073-441-2527
FAX 073-441-2523

事務連絡
平成23年4月8日

都道府県医療主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

停電に係る在宅医療患者への対応について

今般の東日本大震災については、必要な医療の確保に最大限の御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

4月7日夜に発生した東日本大震災の余震と思われる地震の後、東北電力管内の地域が停電となっている時間帯に、山形県尾花沢市で人工呼吸器と酸素濃縮装置を使用中の患者が死亡する事案が発生いたしました。

停電と死亡の因果関係については不明ですが、貴課におかれましては、貴管下の医療機関及び訪問看護ステーションに対し、人工呼吸器や酸素濃縮装置等の在宅医療機器を使用している患者に対する停電時の対応について、必要に応じ医療機器メーカーと協議を行った上で、

- ・人工呼吸器の内臓バッテリーの有無と持続時間、作動の再確認
- ・人工呼吸器の外部バッテリーの準備及び事前の充電
- ・酸素濃縮装置を在宅で使用している患者に対し、必要な酸素ボンベが配布されているかの再確認
- ・人工呼吸器や酸素濃縮装置を使用している患者に対する停電時の対応の周知
- ・停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認
- ・携帯用酸素ボンベセットの使用法の再確認
- ・患者の状態を踏まえた適切な在宅医療機器への代替や貸出などの対応
- ・在宅医療患者との緊急時連絡体制の再確認

等により、在宅医療患者への医療の提供が、停電時においてもできるだけ支障なく行われるよう、適切な指導の実施について特段の御協力をお願いいたします。

<連絡先>

厚生労働省医政局指導課在宅医療係
電話（代表）03-5253-1111（内2662）